

# 国立大学法人愛知教育大学受託研究等事務取扱要項

2004年 4月 1日  
要項第 26号

(趣旨)

第1条 国立大学法人愛知教育大学(以下「法人」という。)において、受託研究、共同研究及び受託事業(以下「受託研究等」という。)の取扱いについては、法令その他別に定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「受託研究」とは、外部から委託を受けて、委託者の負担する経費を使用し職務として行う研究、調査、検査及び鑑定等をいう。

2 この要項において「共同研究」とは、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学教員が民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究をいう。

3 この要項において「受託事業」とは、外部から委託を受けて、委託者の負担する経費を使用し職務として行う諸活動のうち、受託研究を除くものをいう。

4 この要項において「部局」とは、事務局、附属図書館、教育学部の各学系、附属学校部及び国立大学法人愛知教育大学学則(2004年学則第1号)第28条第1項に規定するセンターをいう。

5 この要項において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(受入基準)

第3条 法人は、受託研究等を受け入れるに当たり、次の各号に掲げる基準を満たしているときは、次条に規定する受入条件を付して、受け入れることができる。

(1) 申請案件が、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第3号に定める業務に該当すること。

(2) 申請案件が、法人の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障が生ずるおそれがないこと。

(受入条件)

第4条 受託研究等を受入れる場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 受託研究等は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

(2) 受託研究等の結果確定された知的財産権は原則として法人が所有するものとし、法人は委託者に対してこれを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。

(3) 受託研究等に要する経費(以下「受託経費」という。)により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。

(4) やむを得ない事由により受託研究等を中止し、又はその期間を延長する場合においても、法人はその責を負わず、また、原則として受託経費は委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができること。

(5) 受託経費は、受託研究等に関する契約(以下「契約」という。)を締結した後直ちに納付すること。

2 前項第3号において、委託者が国、政府関係機関又は地方公共団体である場合は、学長はこれによらないことができる。

(受託経費の区分)

第5条 受託経費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

(1) 受託研究等の遂行に必要な謝金・旅費・研究支援者等の人件費・設備費その他の直接的な経費(以下「直接経費」という。)

(2) 受託研究等の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)

2 前項第2号の間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が真にやむを得ないと認める場合は委託者と協議の上、30%に相当する額と異なる額とすることができる。

4 受託研究等を担当する役員又は職員(以下「受託研究者」という。)が研究のため使用できる経費は、直接経費とする。

(研究の申込み)

第6条 委託者は受託研究等申込書（第1号様式）を受託研究者の所属する部局長を経由して、学長に提出するものとする。

（受入れの決定）

第7条 受託研究等の受入れは、関係部局長及び受託研究者の意見を参考に、学長が決定するものとする。

2 学長は、受託研究等の受入れを決定したときは、受託研究等受入決定通知書（第2号様式）を当該部局長及び受託研究者を経由して、委託者に通知するとともに、関係者に通知するものとする。

3 学長は、受託研究等の受入れを決定したときは、学内に公表するものとする。

（契約の締結）

第8条 学長は、前条第2項の通知に基づき、受託研究等の契約を締結するものとする。

2 学長は、契約を締結したときは、関係者にその旨通知するものとする。

（中止及び期間の延長）

第9条 受託研究者が受託研究等を中止し、又は期間を延長する必要があるときは、直ちに当該部局長を経由して学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告により、受託研究等の遂行上やむを得ないと認める場合はこれを中止し、又はその期間を延長することを決定し、その旨関係者に通知するものとする。

（完了の報告）

第10条 受託研究者は、当該受託研究等が完了したときは、報告書を当該部局長を経由して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項により受託研究等が完了した報告をうけたときは、その旨関係者に通知するものとする。

3 学長は、受託研究等の結果を委託者に報告するときは、受託研究者をして行わせるものとする。

4 受託研究等の成果を公表するときは、あらかじめ学長に連絡の上、受託研究者が行うものとする。

（適用除外）

第11条 学長は、特別な事情があると認めた場合は、この要項の一部を委託者に対して適用しないことができる。

（その他）

第12条 この要項に定めるもののほか、受託研究等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年要項第32号）

この要項は、2004年10月1日から施行する。

附 則（2005年要項第10号）

この要項は、2005年9月14日から施行する。

附 則（2006年要項第6号）

この要項は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2010年要項第22号）

この要項は、2010年10月29日から施行し、2009年10月1日から適用する。

附 則（2012年要項第9号）

この要項は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2013年要項第8号）

この要項は、2013年6月11日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2015年要項第7号）

この要項は、2015年2月12日から施行し、2014年10月1日から適用する。

附 則（2020年要項第1号）

この要項は、2020年2月1日から施行する。

附 則（2022年要項第18号）

この要項は、2022年11月15日から施行する。